

総行経第22号
総財公第64号
総財務第69号
平成26年3月31日

各都道府県知事
各都道府県議会議長
各指定都市市長
各指定都市議会議長

】 殿

総務大臣

地方独立行政法人法施行規則の一部を改正する省令の公布及び施行等について（通知）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）において地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の一部が改正されたことに伴い、このたび、地方独立行政法人法施行規則の一部を改正する省令（平成26年総務省令第30号）、地方独立行政法人の設立、定款の変更及び解散の認可の基準の一部を改正する告示（平成26年総務省・文部科学省告示第1号）、地方独立行政法人が出資等に係る不要財産を譲渡したときに出資等団体に納付すべき金額を算定する基準等（平成26年総務省告示第128号。以下「算定基準」という。）並びに地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解を定める件の一部を改正する件（平成26年総務省告示第126号）が公布され、平成26年4月1日から施行されることとなりました。

また、地方独立行政法人制度に係る税制改正として、所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第137号）、法人税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第138号）、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第145号）、地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）及び地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成26年総務省令第34号）が公布され、平成26年4月1日から施行されることとなりました。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市

を除く市町村長及び市町村議会議長に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

I 地方独立行政法人法関係法令の改正に関する事項

第1 地方独立行政法人法施行規則の改正

1 吸収合併の場合における債権者保護手続

(1) 法第108条第1項各号に定める事項が関係設立団体の協議により定められたときは、設立団体の長は、遅滞なく、その内容を当該設立団体が設立した吸収合併消滅法人又は吸収合併存続法人に通知するものとされたこと。(地方独立行政法人法施行規則(平成16年総務省令第51号。以下「規則」という。)第5条第1項及び第7条第1項関係)

(2) (1)の通知があった場合には、吸収合併消滅法人又は吸収合併存続法人は、法第110条第2項又は法第111条第2項に規定する一定の期間を設立団体の長の指定する日までの間で定めるとともに、吸収合併消滅法人及び吸収合併存続法人の最終事業年度の貸借対照表(最終事業年度がない場合には、その旨)を含む所定の事項を記載した書類を作成し、債権者の閲覧に供するため、吸収合併の効力発生日までの間、これをその事務所に備え置かなければならないこととされたこと。(規則第5条第2項、第6条、第7条第2項及び第8条関係)

2 新設合併の場合における債権者保護手続

(1) 法第112条第1項各号に定める事項が関係設立団体の協議により定められたときは、設立団体の長は、遅滞なく、その内容を当該設立団体が設立した新設合併消滅法人に通知するものとされたこと。(規則第9条第1項関係)

(2) (1)の通知があった場合には、新設合併消滅法人は、法第114条第2項に規定する一定の期間を設立団体の長の指定する日までの間で定めるとともに、新設合併消滅法人の最終事業年度の貸借対照表(最終事業年度がない場合には、その旨)を含む所定の事項を記載した書類を作成し、債権者の閲覧に供するため、新設合併設立法人の成立の日までの間、これをその事務所に備え置かなければならないこととされたこと。(規則第9条第2項及び第10条関係)

第2 地方独立行政法人の設立、定款の変更及び解散の認可の基準の一部改正

地方独立行政法人の合併の認可については、法その他の法令の規定によるほか、以下の基準によって審査することとされたこと。

- ① 業務を効率的かつ効果的に行わせる等、合併を行う相当の理由が認められること。(地方独立行政法人の設立、定款の変更、解散及び合併の認可の基準(平成16年総務省・文部科学省告示第1号。以下「認可基準」という。)第4の1関係)
- ② 吸収合併の場合においては、吸収合併存続法人の定款の変更が、地方独立行政法人の定款の変更の場合における認可の基準に適合していること。(認可基準第4の2(1)、第4の3(1)及び第4の4(1)関係)
- ③ 新設合併の場合においては、新設合併設立法人の定款が、地方独立行政法人の設立の場合における認可の基準に適合していること。(認可基準第4の2(2)、第4の3(2)及び第4の4(2)関係)

第3 地方独立行政法人が出資等に係る不要財産を譲渡したときに出資等団体に納付すべき金額を算定する基準等

- (1) 法第42条の2第2項の規定に基づき、地方独立行政法人が出資等に係る不要財産(法第6条第4項に規定する出資等に係る不要財産をいう。以下同じ。)の譲渡収入による納付を行う場合に、出資等団体(法第42条の2第1項に規定する出資等団体をいう。以下同じ。)に納付すべき金額は、アに掲げる額にイに掲げる割合を乗じて得た額とされたこと。(算定基準第1条関係)

ア 譲渡収入の額から譲渡に要した費用の額のうち設立団体の長が定める額を控除した額

イ 出資等に係る不要財産の取得の日(当該出資等に係る不要財産について資本的支出があった場合には、直近の資本的支出があった日。以下同じ。)において、当該出資等に係る不要財産に対する全ての出資等団体からの出資又は支出の合計額に相当する額が当該出資等に係る不要財産の帳簿価額に占める割合

- (2) 出資等団体が2以上である場合の出資等割合の算定に用いる額は、次の①及び②のとおりとされたこと。

- ① 出資等に係る不要財産の帳簿価額のうち全ての出資等団体からの出資又は支出の総額に相当する額は、アに掲げる額にイに掲げる割合を乗じて得た額とされたこと。(算定基準第2条第1項関係)

ア 出資等に係る不要財産の帳簿価額

イ 出資等に係る不要財産の取得の日において、当該出資等に係る不要財産に対する全ての出資等団体からの出資又は支出の合計額に相当する額が当該出資等に係る不要財産の帳簿価額に占める割合

- ② 出資等に係る不要財産の帳簿価額のうち一の出資等団体からの出資又は支出の総額に相当する額は、アに掲げる額にイに掲げる割合を乗じて得た額とされたこと。(算定基準第2条第2項関係)

ア 出資等に係る不要財産の帳簿価額

イ 出資等に係る不要財産の取得の日において、当該出資等に係る不要

財産に対する一の出資等団体からの出資又は支出の額に相当する額が当該出資等に係る不要財産の帳簿価額に占める割合

Ⅱ 地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解の改訂等に関する事項

第1 地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解の改訂

1 出資等に係る不要財産の納付に係る会計処理

- (1) 地方独立行政法人が出資等に係る不要財産を納付した場合において、当該出資等に係る不要財産が地方公共団体からの出資に係るものであるときは、地方独立行政法人の資本金のうち当該出資等に係る不要財産に係る部分として設立団体の長が定める金額により資本金を減少するものとされたこと。(地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(平成16年総務省告示第221号。以下「会計基準」という。)第1章第93の1及び第2章第93の1関係)
- (2) 地方独立行政法人が出資等に係る不要財産を納付した場合において、当該出資等に係る不要財産の取得時に資本剰余金が計上されているときは、地方独立行政法人の資本剰余金のうち当該出資等に係る不要財産に係る部分の金額を資本剰余金から減少するものとされたこと。(会計基準第1章第93の2及び第2章第93の2関係)
- (3) 出資等に係る不要財産の納付に係る譲渡取引のうち、設立団体の長が指定した譲渡取引については、当該譲渡取引により生じた譲渡差額を損益計算上の損益には計上せず、資本剰余金を減額又は増額するものとされたこと。(会計基準第1章第94の1及び第2章第94の1関係)
- (4) 設立団体の長が指定した譲渡取引については、当該譲渡取引に要した費用のうち、設立団体の長が納付額から控除を認める費用については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとされたこと。(会計基準第1章第94の2及び第2章第94の2関係)
- (5) 出資等に係る不要財産を納付した場合における、満期保有目的の債券の保有目的の変更、キャッシュ・フロー計算書の様式等について必要な規定の整備が行われたこと。(会計基準第1章第31、第65、第67及び第68並びに第2章第31、第65、第67及び第68関係)

2 合併に係る会計処理

- (1) 合併前後における設立団体の地位の断絶・継続を基準として、地方独立行政法人の合併を「取得」又は「設立関係の継続」に分類することとされたこと。また、その他必要な用語の定義がなされたこと。(会計基準第1章第121及び第2章第127関係)
- (2) 取得において、取得法人は、被取得法人の資本金、資本剰余金及び利益剰余金を移転直前に付されていた適正な帳簿価額で引き継ぐとともに、

被取得法人より移転する資産及び負債を時価で計上し、評価差額については資本剰余金を増額又は減額することとされたこと。(会計基準第1章第122及び第2章第128関係)

- (3) 取得とされた合併がある場合には、注記事項として、合併の概要、財務諸表に含まれている被取得法人の業績の期間並びに法人合併日に受け入れた資産、負債及び純資産の額並びにその主な内訳を記載することとされたこと。(会計基準第1章第123及び第2章第129関係)
- (4) 設立関係の継続において、合併後法人は、消滅法人の資本金、資本剰余金及び利益剰余金を移転直前に付されていた適正な帳簿価額で引き継ぐとともに、消滅法人から移転する資産及び負債を移転直前に付されていた適正な帳簿価額で計上することとされたこと。(会計基準第1章第124及び第2章第130関係)
- (5) 設立関係の継続とされた合併がある場合には、注記事項として、合併の概要、財務諸表に含まれている消滅法人の業績の期間並びに法人合併日に受け入れた資産、負債及び純資産の額並びにその主な内訳を記載することとされたこと。(会計基準第1章第125及び第2章第131関係)
- (6) 貸借対照表日後、監査報告書日までの間に合併が完了した場合又は貸借対照表日後、監査報告書日までの間に法第108条第1項各号又は第112条第1項各号に掲げる事項が関係設立団体の協議により定められた場合には、重要な後発事象として注記を行うこととされたこと。また、当事業年度中に法第108条第1項各号又は第112条第1項各号に掲げる事項が関係設立団体の協議により定められたが、貸借対照表日までに合併が完了していない場合についても、これらに準じて注記を行うこととされたこと。(会計基準第1章第126及び第2章第132関係)

第2 地方独立行政法人の退職給付に係る会計処理の当面の取扱いについて

企業会計における退職給付に係る会計処理については、『企業会計基準第26号 退職給付に関する会計基準(改正平成24年5月17日、企業会計基準委員会)』及び『企業会計基準適用指針第25号 退職給付に関する会計基準の適用指針(改正平成24年5月17日、企業会計基準委員会)』(以下「新基準」という。)により、退職給付引当金の計上方法の変更等を内容とする改正が行われ、平成25年4月1日以後開始する事業年度以降、順次適用することとされているところ。

新基準に係る独立行政法人会計における対応については、独立行政法人制度改革に係る会計基準に関する検討と併せて整理することとし、当面の間、現行の会計処理及び表示の方法(注記による開示を含む。)を踏襲することとされており、新基準に係る地方独立行政法人会計における対応についても、同様の取扱いとすること。

Ⅲ 地方独立行政法人制度に係る税制改正に関する事項

第1 地方独立行政法人に対する寄附金等に係る課税標準の特例措置の拡充

地方独立行政法人法施行令の改正により、博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館（以下「博物館等」という。）の設置及び管理が地方独立行政法人の業務の範囲に追加されたことを踏まえ、以下の改正がなされたこと。

1 所得税関係

博物館等の設置及び管理を行う地方独立行政法人に対して寄付金を支出した場合において、総所得金額等の計算については、一定金額を所得金額から控除することとされたこと。（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号の2関係）

また、博物館等の設置及び管理を行う地方独立行政法人に対して財産の贈与又は遺贈を行った場合において、当該財産が当該贈与又は遺贈を行った日から2年以内に当該地方独立行政法人の事業の用に供される又は供される見込みであるときの譲渡所得等の金額の計算については、当該贈与又は遺贈はなかったものとみなすこととされたこと。（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の17第5項関係）

2 法人税関係

博物館等の設置及び管理を行う地方独立行政法人に対して寄付金を支出した場合において、所得の金額の計算については、当該寄附金の額を損金に算入することとされたこと。（法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第77条第1号の2関係）

3 相続税関係

相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該取得した財産を相続税の申告書の提出期限までに博物館等の設置及び管理を行う地方独立行政法人に対して贈与した場合については、当該財産の価額は当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入しないとされたこと。（租税特別措置法施行令第40条の3第1号の3関係）

4 地方税関係

個人住民税、法人住民税、事業税についても、上記1及び2と同様の取扱いとされたこと。（地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第3号及び第4号、第32条第2項、第72条の23第1項並びに第314条の7第1項関係）

5 その他留意事項

博物館等の設置及び管理を行う地方独立行政法人を含め、地方独立行政法人は、公共上の見地からその地域において確実に実施することが必要な

事務及び事業を行うものであり、特定の者の利益に資することを目的とするものではない。このため、1に関して、租税特別措置法施行令第25条の17第5項第1号（贈与又は遺贈が公益の増進に寄与すること）及び第3号（贈与又は遺贈により税負担を不当に減少させることがないこと）の要件は、地方独立行政法人については所与のものとして、個別の贈与又は遺贈ごとに改めてその該当有無を判断することはしないこととされているところ、このような税法上の取扱い及びその趣旨を踏まえ、地方独立行政法人においては、贈与又は遺贈を行った者に対して特別の利益を与えることのないよう留意されたいこと。

第2 地方独立行政法人に対する地方税の非課税措置の拡充

移行型地方独立行政法人等に係る地方税の非課税措置について、適用対象を全ての地方独立行政法人に拡充することとされたこと。（地方税法第25条第1項、第73条の3第1項、第115条第1項、第146条第1項、第179条、第296条第1項第1号、第348条第8項、第443条第1項、第586条第1項、第701条の34第1項、第702条の2第1項、第704条第1項及び第2項並びに地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第1条の11関係）

IV 施行期日

I～IIIに関する改正規定については平成26年4月1日から施行するものとされたこと。